

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都板橋区舟渡四丁目16番9号
氏名 株式会社リバース
代表取締役 都外川 智徳

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 6年 4月 21日
許可の有効年月日 令和13年 4月 20日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

①感染性産業廃棄物

(以上1種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

①感染性産業廃棄物

(以上1種類)

2 積替え保管施設

施設所在地：東京都板橋区舟渡四丁目16番9号

最大保管高さ：2.2 m 積替・保管面積：124 m²

産業廃棄物の種類	保管量
感染性産業廃棄物	保冷庫 :6.36 m ³
	保管量合計 :6.36 m ³

3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時30分から17時30分までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入・搬出は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 7年 4月 21日 新規許可

令和 6年 4月 21日 更新許可 第5回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

(以下余白)

